

執行委員會一任

實行方法

十二、全國產業團體聯合會の行動に對する決議

提案者 大阪聯合會
説明者 村 尾 重 雄

主 文

本大會は全國產業團體聯合會が、其創設當時から労働階級の生活權獲得運動を妨害し、資本專制の暴虐を逞ふせんとしつゝ、ある行動に對し、深く其猛省を促がんとするものである。

理 由

多年労働階級が要望してゐた労働組合法案が、第六十議會に政府案として提案せられるや、大金融業、大産業の携はる所謂大財閥の巢窟、東京工業俱樂部、大阪工業會等が主唱して、該法案阻止の運動を起し、一度衆議院通過の情勢を見るや、全國の産業團體を煽動して茲に全國産業團體聯合會を組織し、全力を該法案抑止の爲に奮ひ遂に貴族院を動かして、暗から暗に葬つて終つた。又最近に於ては健康保險法の改正、日傭人夫失業保險等、その他労働階級を利する社會政策施設に對し、事毎に反對の氣勢を上げて、労働階級の生活權に肉迫しつゝある。斯かる行動は國家産業上容すべからざる惡徳行爲である。依て彼等の頑冥さに對しその猛省を要求する。

實 行 方 法

本大會の名に於て決議文を作製し、之を全國産業團體聯合會に送達する事

昭和八年十月十四日印刷
昭和八年十月十五日發行

大阪市北區會館前新地三〇三三
編輯兼發行 金正米吉
印刷兼發行 金正米吉

大阪市北區會館前新地三〇三三
發行所 日本労働大阪聯合會
總編輯 村尾重雄
電話 八七九番